

こんにちは

日本共産党

きた たに 横浜市議員 週刊ニュース

北谷まりです



発行：北谷まり事務所

横浜市保土ヶ谷区

上星川2-1-13

TEL：045-381-1713

FAX：045-381-1716

<http://www.jcp-hodogaya.jp/>

生活保護を誰もがためらわず利用できる制度に

— 一党市議団が申し入れ —

神奈川区の不適切対応の徹底調査を

4月15日、日本共産党横浜市議団は、神奈川区でおきた生活保護申請に対する不適切な対応の再発防止と、誰でもためらわずに利用できる生活保護制度となるよう「しおり」等の記述の抜本的な改善を行うよう求める申し入れを、市当局に対して行いました。田中健康福祉局長らが対応しました。

神奈川区役所で、住まいのない女性が、生活保護の申請意思を表明したのに、制度の誤った説明を行い、申請を受け付けずに帰ってしまった不適切な対応について、林文子市長は、第三者的な横浜市社会福祉審議会に詳細調査、原因究明と再発防止の取り組みを諮問しました。

なぜ国の通知を徹底できなかったのか

党市議団としては、国の「申請権の侵害または侵害していると思われる行為は厳に慎むこと」とした通知がなぜ現場に周知・徹底されていなかったのか、神奈川区の申請率が全市平均の6割弱と特段低いことから申請権の侵害行為が組織ぐるみに行われていたのでないか、相談者に住居のない場合は寿地区の簡易宿泊所並びに「はまかぜ」への入居・入所が条件であるかのような誤った説明は横浜市の方針なのかを明らかにすることなど7点を、審議会委員長と健康福祉局長に求めました。

申請ためらうような制度紹介（しおり）の記述はただちに改めること

また、林市長に対しては、生活保護制度を誰もがためらわず申請・利用できる制度にするために、制度の紹介をした「しおり」やホームページの記述について、①一定額の手持ち金があっても申請できること、②定まった住居がない人でも申請できること、③施設に入所することが要件ではないこと、④申請意思があることを伝えれば申請ができること、⑤収入や資産の状況等を確認できる書類は、申請段階では必要ではないことを明記することなど、10項目の改善提案を行いました。

田中健康福祉局長は、神奈川区の件は、第三者の視点で検証することが必要だと判断した。頂い



4/15申し入れ 右：市健康福祉局長
た要望もふまえながら、しっかり検証していくと答えました。申し入れの全文は党市議団HPに全文掲載しています。ご覧ください。

現場訪問 中華街・商店街編



4/9 横浜中華街にて 横浜華僑総会会長と懇談



4/16 弘明寺商店 店舗経営者と懇談

コロナ禍の影響が続く現場を訪問し、様々な要望を受け取っています。中華街と弘明寺商店に伺った記事を団HPに掲載しました。ぜひご覧ください。